主眼事項及び着眼点等(指定就労継続支援A型)

主眼事項及び着眼点等(指定就労継続支援A型) 根拠法令 根拠法令				
主眼事項	着眼点	TAKEN II	確認文書	
第1 基本方針	(1)指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意向、 適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者 に対して指定就労継続支援A型を提供するとと もに、その効果について継続的な評価を実施する ことその他の措置を講ずることにより利用者に 対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型 を提供しているか。	法第43条 平18厚令171 第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意 <u>思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場</u> <u>に立った指定就労継続支援A型の提供に努めて</u> <u>いるか。</u>	平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の人権 の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施 する等の措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項	運営規程 研修計画、研 修実施記録 虐待防止関係 書類 体制の整備を していること が分かる書類	
	(4) 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、専ら障害者総合支援法施行規則(平成18 年厚生労働省令第19号)(規則)第6条の10第 1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供す るとともに、その知識及び能力の向上のために必 要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っ ているか。	平 18 厚令 171 第 185 条 平 18 厚令 19 第 6 条の 10 第 1 号	運営規程 個別支援計画 ケース記録	
第2 人員に関す る基準 1 指定就労継続 支援A型事業所	指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者及	法第 43 条第 1 項 平 18 厚令 171		
の従業者の員数(1)職業指導員及び生活支援員	びその員数は、次のとおりになっているか。 ① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。	第 186 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 186 条第 1 項 第 1 号イ	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格 証 勤務体制一覧	
			表 利用者数(平	

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
			均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	② 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所 ごとに、1以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 186 条第 1 項 第 1 号口	勤務実績表 出勤簿(タイ ムカード) 従業員の資格 証 勤務体制一覧 表
			利用者数(平 均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型 事業 所ごとに、1以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 186 条第 1 項 第 1 号ハ	勤務実績表 イム 業
	④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 186 条第 4 項	勤務簿(タイム 発証 数表 利均の が分 (実績表 タイム 発証 務 本 利 期 利 の か の で ままま か の で まままま か い か い か で まままま か い か い か で ままま か い か い か い か い か い か い か い か い か い
<u>(2)サービス管理</u> <u>責任者</u>	 1 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに 掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ に掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60 を超えて40又はその端数を増すごとに1を加え て得た数以上 	平 18 厚令 171 第 186 条第 1 項 第 2 号	勤務実績表 出勤簿(タイ ムカード) 従業員の資格 証 勤務体制一覧 表 利用者数(平

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
			均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 186 条第 5 項	利用者数(平 均利用人数) が分かる書類 (利用者名簿 等)
(3) 利用者数の算 定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。た だし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によ っているか。	平18厚令171第 186条第2項	利用者数(平 均利用人数) が分かる書類 (利用者名簿 等)
_(4) 職務の専従	指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該 指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者と なっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限り でない。)	平 18 厚令 171 第 186 条第 3 項	従業者の勤務 実態の分かる 書類 (出勤簿等)
2 管理者	指定就労継続支援A型事業所ごとに専らその職務 に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援事業所A型の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平 18 厚令 171 第 187 条 準用 (第 51 条)	管用か務退力業証務表 イム 後格勤 覧表
3 従たる事業所 を設置する場合 の特例	指定就労継続支援A型事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 187 条 準用(第 79 条)	管用かり 勤出み従れ 動覧表のが 動出み 発動 しまり である いいの では かいいん できまれる いいん できまれる かいいん かいいん かいいん かいいん かいいん かいいん かいいん かいい
	(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者 更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指 定就労継続支援A型の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号(指定障害福祉サービス	平 18 厚令 171 附 則第 23 条	適宜必要と 認める資料

-\	¥ n .t	根拠法令	7/m=33 -\=
主眼事項	着眼点		確認文書
	基準)の施行日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。		
第3 設備に関す る基準 1 認定指定就労 継続支援A型事業所の設備	(1)指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、 相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上 必要な設備を設けているか。 (ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備 については、利用者の支援に支障がない場合は、 兼用することができる。)	法第43条第2項 平18厚令171 第188条第1項 平18厚令171 第188条第4項	平面図 設備・備品等 一覧表 【目視】
	 (2) 訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 (ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。) 	平 18 厚令 171 第 188 条第 2 項第 1 号 7、口 平 18 厚令 171 第 188 条第 3 項	平面図 設備・備品等 一覧表 【目視】
	(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐた めの間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 188 条第 2 項第 2 号	【目視】
	(4)洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 188 条第 2 項第 3 号	【目視】
	(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 188 条第 2	【目視】

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
		項第4号	
	(6) これらの設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 188 条第 5 項	【目視】
(経過措置)	法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援A型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平 18 厚令 171 附則第 22 条	適宜必要と認める資料
第4 運営に関す る基準		法第43条第2項	
□ 内容及び手続 □ 内容及び手続 □ の説明及び同意	(1)指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 9 条第 1 項)	重要事項説明 書 利用契約書
	(2)指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 9 条 第 2 項)	重要事項説明 書 利用契約書 その他利用者 に交付した書 面
<u>2 契約支給量の</u> 報告等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支 援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項 (受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給 者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 10 条 第 1 項)	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の 支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 10 条	受給者証の写 し 契約内容報告

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
		第2項	書
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者 証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し 遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 10 条 第 3 項)	契約内容報告書
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、受給者証記載 事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて 取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 10 条 第 4 項)	受給者証の写 し 契約内容報告 書
3 提供拒否の禁 止	指定就労継続支援A型事業者は、正当な理由がなく 指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 11 条)	適宜必要と認 める資料
4 連絡調整に対する協力	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援 A型の利用について市町村又は一般相談支援事業若 しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、 できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 12 条)	適宜必要と認 める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 13 条)	適宜必要と認 める資料
<u>6 受給資格の確</u> 認	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援 A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受 給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期 間、支給量等を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 14 条)	受給者証の写し
7 訓練等給付費 の支給の申請に 係る援助	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援 A型に係る支給決定を受けていない者から利用 の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえ て速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われ るよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 15 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援 A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 15 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等 <u>の把握</u>	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援 A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その 置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サ	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 16 条)	アセスメント 記録 ケース記録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	一ビスの利用状況等の把握に努めているか。 (1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 17 条第 1 項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はそ の家族に対して適切な援助を行うとともに、保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 17 条 第 2 項)	個別支援計画ケース記録
10 サービスの提 <u>供の記録</u>	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援 A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就 労継続支援A型の提供の都度、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 19 条 第 1 項)	サービス提供の記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の規定に よる記録に際しては、支給決定障害者等から指定 就労継続支援A型を提供したことについて確認 を受けているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 19 条 第 2 項)	サービス提供の記録
11 指定就労継続 支援A型事業者 が支給決定障害 者等に求めるこ とのできる金銭 の支払の範囲等	(1) 指定就労継続支援A型事業者が、指定就労継続 支援A型を提供する支給決定障害者等に対して 金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭 の使途が直接利用者の便益を向上させるもので あって、当該支給決定障害者等に支払を求めるこ とが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 20 条 第 1 項)	適宜必要と認 める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 20 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
12 利用者負担額 等の受領	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当 該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の 支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第159 条第 1 項)	請求書領収書
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領 を行わない指定就労継続支援A型を提供した際 は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A 型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 159 条 第 2 項)	請求書領収書

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	支払を受けているか。		
	257-12277 1 210 (1)		
	(3)指定就労継続支援A型事業者は、(1)及び(2)の	平 18 厚令 171	請求書
	支払を受ける額のほか、指定就労継続支援A型に	第197条	領収書
	おいて提供される便宜に要する費用のうち支給	準用(第159条	
	決定障害者から受けることのできる次に掲げる	第3項)	
	費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用	平 18 厚令 171	請求書
	<u>() 後事の促廃に安する賃用</u> (次のイ又はロに定めるところによる)	平 18 厚豆 171 第 197 条	領収書
	イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当す	準用(第 159 条	IX C
	<u> </u>	第4項)	
	ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支	平 18 厚告 545	
	援法施行令(平成18年政令第10号)第17	二のイ	
	条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者	平 18 政令 10	
	等及び同一の世帯に属する者 (特定支給決定 障害者にあっては、その配偶者に限る。) の	第 17 条第 1~4 号	
	所得割の額を合算した額が28万円未満(特	1~4 5	
	定支給決定障害者にあっては、16万円未満)		
	であるもの又は同令第17条第2号から第4		
	<u> 号までに掲げる者に該当するものについて</u>		
	は、食材料費に相当する額		
	③ ①及び②のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち、日常		
	生活においても通常必要となるものに係る費		
	用であって、支給決定障害者に負担させること		
	が適当と認められるもの		
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)から(3)ま		領収書
	でに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該 費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支	第 197 条 準用(第 159 条	
	資用に示る限収証を自該資用の額を文払うに文 給決定障害者に対し交付しているか。	第5項)	
	THE VICTOR BY THE STATE OF THE	-	
	(5) 指定就労継続支援A型事業者は、(3)の費用に	平 18 厚令 171	重要事項説明
	係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、	第197条	書
	支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び	準用(第 159 条	
	<u>費用について説明を行い、支給決定障害者の同意</u> を得ているか。	第6項)	
	<u>で14.7 xのn.º</u>		
13 利用者負担額	指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等	平 18 厚令 171	適宜必要と認
に係る管理	の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に	第197条	める資料
	当該指定就労継続支援A型事業者が提供する指定就	準用 (第 22 条)	
	労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を		
	受けたときは、当該指定就労継続支援A型及び他の指		
	定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス 等費用基準額から当該指定就労継続支援A型及び他		
	の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法		
	第31条の規定により読み替えて適用される場合を含		

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援A型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。		
14 訓練等給付費 の額に係る通知 等	(1)指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領 により市町村から指定就労継続支援A型に係る 訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障 害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練 等給付費の額を通知しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 23 条第 1 項)	通知の写し
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 23 条第 2 項)	サービス提供証明書の写し
15 指定就労継続 支援A型の取扱 方針	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援 A型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ て、その者の支援を適切に行うとともに、指定就 労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なもの とならないように配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 57 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか 。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 57 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(3) 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、指定 就労継続支援A型の提供に当たっては、懇切丁寧 を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必 要な事項について、理解しやすいように説明を行 っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 57 条 第 3 項)	適宜必要と認める資料
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供する 指定就労継続支援A型の質の評価を行い、常にそ の改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 57 条 第 4 項)	個別支援計画 サービス管理 責任者が個別 支援計画を作 成して分かる書 類

主眼事項		根拠法令	確認文書
16 就労継続支援 A型計画の作成 等	(1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援A型に係る 個別支援計画(就労継続支援A型計画)の作成に 関する業務を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理 責任者が個別 支援計画を作 成しているこ とが分かる書 類
	(2) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 の作成に当たっては、適切な方法により、利用者 について、その有する能力、その置かれている環 境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利 用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメン ト)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及 び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立し た日常生活を営むことができるように支援する 上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント 及びモニタリ ングを実施し たことが分か る記録
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 3 項)	アセスメント を実施したこ とが分かる記 録 面接記録
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して 行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面 接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を 得ているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 4 項)	アセスメント を実施したこ とが分かる記 録 面接記録
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援 内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の 生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全 般の質を向上させるための課題、指定就労継続支 援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支 援A型を提供する上での留意事項等を記載した 就労継続支援A型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援A型 事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の 保健医療サービス又はその他の福祉サービス等 との連携も含めて就労継続支援A型計画の原案 に位置付けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 5 項)	個別支援計画 の原案 他サービスと の連携状況が 分かる書類
	(6) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対す る指定就労継続支援A型の提供に当たる担当者 等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 6 項)	サービス担当 者会議の記録

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	の活用可能。)を開催し、当該利用者の生活に対 する意向等を改めて確認するとともに、就労継続 支援A型計画の原案の内容について意見を求め ているか。		
	(7) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 の原案の内容について利用者又はその家族に対 して説明し、文書により利用者の同意を得ている か。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 7 項)	個別支援計画
	(8) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 を作成した際には、当該就労継続支援A型計画を 利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付し ているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 8 項)	利用者に交付 した記録 個別支援計画
	(9) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 の作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把 握(モニタリング(利用者についての継続的なア セスメントを含む。))を行うとともに、少なく とも6月に1回以上、就労継続支援A型計画の見 直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型支援 計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 9 項)	個別支援計画 アセスメント 及びモニタリ ングに関する 記録
	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 10 項)	モニタリング 記録 面接記録
	(11) 就労継続支援A型計画に変更のあった場合、(2) から(8) に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 58 条 第 11 項)	(2)から(8)に 掲げる確認資 料
<u>17</u> サービス管理 責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援A型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 59 条第 1 項第 1 号)	個別支援計画 アセスメント 及びモニタリ ングに関する 記録
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境 等に照らし、利用者が自立した日常生活を営む ことができるよう定期的に検討するとともに、 自立した日常生活を営むことができると認めら れる利用者に対し、必要な援助を行うこと。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 59 条第 1 項第 2 号)	個別支援計画 アセスメント 及びモニタリ ングに関する 記録 サービス提供

	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	土収争均	有 収 尽		惟於人青
				の記録
		③ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 59 条第 1 項第 3 号)	他の従業者に 指導及び助言 した記録
		(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 59 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
18	相談及び援助	指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 60 条)	適宜必要と認 める資料
19	訓練	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 160 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
		(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 160 条 第 2 項)	適宜必要と認 める資料
		(3) 指定就労継続支援A型事業者は、常時1人以上 の従業者を訓練に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 160 条 第 3 項)	適宜必要と認 める資料
20	****	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 160 条 第 4 項)	適宜必要と認 める資料
20	実施主体	(1) 指定就労移行支援A型事業者が社会福祉法人以 外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型 事業者は専ら社会福祉事業を行う者となってい るか。	平 18 厚令 171 第 189 条第 1 項	適宜必要と認める資料
		(2) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用 の促進等に関する法律第44条に規定する子会社 以外の者となっているか。	平 18 厚令 171 第 189 条第 2 項	適宜必要と認 める資料

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
21 雇用契約の締 結等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を 締結しているか。	平 18 厚令 171 第 190 条第 1 項	適宜必要と認 める資料
	(2)(1)の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することのできる規則第6条の10第2号に規定する者に対して、指定就労継続支援A型を提供しているか。	平 18 厚令 171 第 190 条第 2 項	適宜必要と認める資料
22 就労	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の 提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサ ービスの需給状況等を考慮して行うよう努めて いるか。	平 18 厚令 171 第 191 条第 1 項	適宜必要と認 める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の 提供に当たっては、作業の能率の向上が図られる よう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行 っているか。	平 18 厚令 171 第 191 条第 2 項	適宜必要と認 める資料
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の 提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及 び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏ま えたものとしているか。	平 18 厚令 171 第 191 条第 3 項	賃金の水準 を高めてい ることが分 かる書類(ケ ース記録等)
23 賃金及び工賃	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(1)の 規定による利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高 めるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 192 条第 1 項	工録 支払記 大量 大量 大量 大量 大量 大量 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしているか。	平 18 厚令 171 第 192 条第 2 項	工録 支払記 大量 大量 大量 大量 大量 大量 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(2)の規	平 18 厚令 171	工賃支払記

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	定による利用者(雇用契約を締結していない利用者)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	第192条第3項	録 工賃支給規 程 就労支援事 業に関する 会計書類(出 納簿等)
	(4)指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(3)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 192 条第 4 項	工賃の水準 を高めてい ることが分 かる書類(ケ ース記録等)
	(5)(3)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。	平 18 厚令 171 第 192 条第 5 項	工が類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1支) 類(1大) 對(1
	(6) 賃金及び(3)に規定する工賃の支払いに要する 額は、原則として、自立支援給付をもって充てていないか。 (ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 192 条第 6 項	支払元の収 入が分かる 会計書類
24 実習の実施	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が就労 継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実 習の受入先の確保に努めているか。	平 18 厚令 171 第 193 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 193 条第 2 項	適宜必要と認める資料
25 求職活動の支 援等の実施	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定 所での求職の登録その他の利用者が行う求職活 動の支援に努めているか。	平 18 厚令 171 第 194 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定 所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援	平 18 厚令 171 第 194 条第 2 項	適宜必要と認 める資料

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関 する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めて いるか。		
26 職場への定着 のための支援等 の実施	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	平 18 厚令 171 第 195 条第 1 項	適宜必要と認 める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	平 18 厚令 171 第 195 条第 2 項	適宜必要と認める資料
27 利用者及び従 業者以外の者の 雇用	指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次のそれぞれに掲げる利用定員の区分に応じ、当該それぞれに定める数を超えて雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	平 18 厚令 171 第 196 条	適宜必要と認める資料
	(経過措置) 指定障害福祉サービス基準の施行日において現に 存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の 例により運営をすることができることとされた旧身 体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施 設のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産 施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害 者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これら の施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含 み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築さ れ、又は改築される等建物の構造を変更したものを除 く。)において、指定就労継続支援A型を行う場合に ついては、27の基準を満たすための計画を提出した ときには、当分の間、27の規定は適用しない。	平 18 厚令 171 附則第 21 条	適宜必要と認める資料
28 食事	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、 提供を行う場合には、その内容及び費用に関し	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 86 条第	適宜必要と認 める資料

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	て説明を行い、利用者の同意を得ているか。	1項)	
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 86 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 86 条 第 3 項)	適宜必要と認める資料
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供を 行う場合であって、指定就労継続支援A型事業所 に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価 の算定及び調理の方法について保健所等の指導 を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 86 条 第 4 項)	適宜必要と認める資料
<u>29 緊急時等の対</u> 応	従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 28 条)	緊急時対応マ ニュアル ケース記録 事故等の対応 記録
30 健康管理	指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 87 条)	適宜必要と認める資料
31 支給決定障害 者に関する市町 村への通知	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 88 条)	適宜必要と認める資料
32 管理者の責務	(1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該 指定就労継続支援A型事業所の従業者及び業務 の管理その他の管理を一元的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 66 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該 就労継続支援A型事業所の従業者に指定障害福	平 18 厚令 171 第 197 条	適宜必要と認 める資料

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	切止 パッ甘海佐10 幸の担ウと海ウをよりとは	海田 (<i>海</i> () 及	
	祉サービス基準第 12 章の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行っているか。	準用 (第 66 条 第 2 項)	
	心女は1月年中でも1つ(1つの)	分 2 ·负/	
33 運営規程	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援	平 18 厚令 171	運営規程
	A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての	第196条の2	
	重要事項に関する運営規程を定めてあるか。		
	① 事業の目的及び運営の方針		
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	③ 営業日及び営業時間 ① 利用字号		
	① 利用定員 ⑤ 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るも		
	のを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費		
	用の種類及びその額		
	⑥ 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るも		
	のに限る。)、賃金及び23の(3)に規定する工賃並		
	びに利用者の労働時間及び作業時間		
	⑦ 通常の事業の実施地域		
	<u>⑧ サービスの利用に当たっての留意事項</u>		
			
	⑩ 非常災害対策⑪ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場		
	合には当該障害の種類		
	② 虐待の防止のための措置に関する事項		
	③ その他運営に関する重要事項		
34 厚生労働大臣	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援	平 18 厚令 171	公表している
が定める事項の	A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者	第196条の3	自己評価結果
評価等	の労働時間その他当該指定就労継続支援A型事業所	令 3 厚告 88	
	の運営状況に関し必要な事項として令和3年厚生労		
	働省告示第88号「厚生労働大臣が定める事項及び評		
	価方法」で定める事項(労働時間、生産活動、多様な		
	働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動)に ついて、同告示の厚生労働大臣が定めるところによ		
	り、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利		
	用その他の方法により公表しているか。		
25 # 75 F # 0 0 0 0		亚10 原人 151	公米 本 ~ まな
35 勤務体制の確 保等	(1)指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、 適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、	平 18 厚令 171 第 197 条	従業者の勤務 表
<u>休寺</u>	週別な相足就力秘就又復A至を促供してるよう、 指定就労継続支援A型事業所ごとに、従業者の勤	第 197 氣 準用(第 68 条	衣
	務体制を定めているか。	第1項)	
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続	平 18 厚令 171	勤務形態一覧
	支援A型事業所ごとに、当該指定就労継続支援A	第197条	表または雇用
	型事業所の従業者によって指定就労継続支援A	準用(第68条	形態が分かる
	型を提供しているか。 (ただ) 利田老の古怪に古坟影郷も及ばさない。	第2項)	書類
	<u>(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない</u> 業務については、この限りでない。)		
	ACIDIC OF CIDY CALLY CAR !!		
		l .	<u>l</u>

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者の資質 の向上のために、その研修の機会を確保している か。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 68 条 第 3 項)	研修計画、研 修実施記録
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、適切な指定就 労継続支援A型の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 68 条 第 4 項)	就業環境が害 されることを 防止するため の方針が分か る書類
36 業務継続計画 の策定等	(1)指定就労継続支援A型事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する指定就労 継続支援A型の提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な 措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 33 条の 2 第 1 項)	業務継続計画
	(2)指定就労継続支援A型事業者は、従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 33 条の 2 第 2 項)	研修及び訓練 を実施したこ とが分かる書 類
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、定期的に業務 継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 33 条の 2 第 3 項)	業務継続計画 の見直しを検 討したことが 分かる書類
37 定員の遵守	指定就労継続支援A型事業者は、利用定員を超えて 指定就労継続支援A型の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 69 条)	運営規程 利用者数が分 かる書類(利 用者名簿等)
38 非常災害対策	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 70 条 第 1 項)	非常火災時対 応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体 制 消防用設備点 検の記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、非常災害に備 えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練 を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 70 条 第 2 項)	避難訓練の記録 消防署への届出

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、(2) の訓練 の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ う連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 70 条 第 3 項)	地域住民が訓 練に参加して いることが分 かる 書 類
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の使用 する設備及び飲用に供する水について、衛生的な 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとと もに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理 を適正に行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 90 条第 1 項)	衛生管理に関 する書類
39 衛生管理等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労継続支援A型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定就労継続支援A型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 90 条第 2 項)	委員会議事録
	② 当該指定就労継続支援A型事業所における <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の</u> <u>ための指針を整備しているか。</u>		感染症及び食 中毒の予防及 びまん延の防 止のための指 針
	③ 当該指定就労継続支援A型事業所において、 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修並びに感染症の予防 及びまん延防止のための訓練を定期的に実施 しているか。		研修及び訓練 を実施したこ とが分かる書 類
40 協力医療機関	指定就労継続支援A型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 91 条)	適宜必要と認 める資料
41 掲示	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定就労継続支援A型事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定就労継続支援A型事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 92 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
42 身体拘束等の	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続	平 18 厚令 171	個別支援計画

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
禁止	支援A型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	第197条 準用 (第35条の 2第1項)	身体拘束等に 関する書類
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 35 条の 2 第 2 項)	身体拘束等に 関する書類 (必要事項が 記載されてい る記録、理由 が分かる書類 等)
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、身体拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じている か。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を 定期的に開催するとともに、その結果につい て、従業者に周知徹底を図っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 35 条の 2 第 3 項)	委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		身体拘束等の 適正化のため の指針
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。		研修を実施し たことが分か る書類
43 秘密保持等	(1)指定就労継続支援A型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 36 条第 1 項)	従業者及び管 理者の秘密保 持誓約書
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 36 条第 2 項)	従業者及び管理者の秘書 持誓約他を講じた 措置とが、就業 関等)
	(3)指定就労継続支援A型事業者は、他の指定就労 継続支援A型事業者等に対して、利用者又はその 家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文 書により当該利用者又はその家族の同意を得て いるか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 36 条第 3 項)	個人情報同意 書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
44 情報の提供等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続 支援A型を利用しようとする者が、適切かつ円滑 に利用することができるように、当該指定就労継 続支援A型事業者が実施する事業の内容に関す る情報の提供を行うよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 37 条第 1 項)	情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労継続支援A型事業者について広告をする場合に おいては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっ ていないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 37 条第 2 項)	事業者のHP 画面・パンフ レット
45 利益供与等の 禁止	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援 事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しく は他の障害福祉サービスの事業を行う者等又は その従業者に対し、利用者又はその家族に対して 当該指定就労継続支援A型事業者を紹介するこ との対償として、金品その他の財産上の利益を供 与していないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 38 条第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援 事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しく は他の障害福祉サービスの事業を行う者等又は その従業者から、利用者又はその家族を紹介する ことの対償として、金品その他の財産上の利益を 収受していないか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 38 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(3)指定就労継続支援A型事業者は、障害者の意思 決定を歪めるような金品授受による利用者誘因 行為や就労斡旋行為を行っていないか。また、 (1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの 事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業 者以外の事業者や個人を含むものであり、具 体的には、「指定就労継続支援A型事業者が、 当該サービスの利用希望者を紹介した者 (障害福祉サービス事業者以外の事業者) に対し、その対償として、金品等の利益の供 与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際 に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授 与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じ て通常の事業所に雇用されるに至った利用者に 対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービ スの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。) に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用 者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を 行うこと」なども当該規定に違反するものであ る。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 38 条)	適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	7/2-37 - 1/2 = 1:
土版争垻	有版点		確認文書
46 苦情解決	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した 指定就労継続支援A型に関する利用者又はその 家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明 書 契約書 事業所の掲示 物
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の苦情を 受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し ているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 39 条第 2 項)	苦情者への対 応記録 苦情対応マニ ュアル
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した 指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項 の規定により市町村が行う報告若しくは文書そ の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該 職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型 事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の 検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情 に関して市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 39 条第 3 項)	市町村からの 指導または助 言を受けた場 合の改善した ことが分かる 書類
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した 指定就労継続支援A型に関し、法第11条第2項 の規定により都道府県知事が行う報告若しくは 指定就労継続支援A型の提供の記録、帳簿書類そ の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該 職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族 からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に 協力するとともに、都道府県知事から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必 要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 39 条第 4 項)	都道府県から の指導または 助言を受けた 場合の改善し たことが分か る書類
	(5) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条第 5 項)	都道府県また は市町神または 助言をの改が 場合こと ある書類
	_(6)指定就労継続支援A型事業者は、都道府県知事、	平 18 厚令 171	都道府県等へ

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	市町村又は市町村長から求めがあった場合には、 (3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	第 197 条 準用(第 39 条第 6 項)	の報告書
	(7)指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法第 83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条 の規定により行う調査又はあっせんにできる限 り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 39 条 第 7 項)	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
<u>47 事故発生時の</u> 対応	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 40 条 第 1 項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等 への報告記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 40 条 第 2 項)	事故の対応記 録 ヒヤリハット の記録
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 40 条第 3 項)	再発防止の検 討記録 損害賠償を速 やかに行分がが にとが、 質料(険書 任保 等)
<u>48 虐待の防止</u>	指定就労継続支援A型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定就労継続支援A型事業所における	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 40 条の 2)	委員会議事録
	② 当該指定就労継続支援A型事業所において、 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期 的に実施しているか。		研修を実施し たことが分か る 書 類
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者を配置 していること が分かる書類
49 会計の区分	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援	平 18 厚令 171	収支予算書・

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労 継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と 区分しているか。	第 197 条 準用(第 41 条)	決算書等の会 計書類
50 地域との連携 等	指定就労継続支援A型事業者は、その事業の運営に 当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連 携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 74 条)	適宜必要と認める資料
51 記録の整備	(1)指定就労継続支援A型事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 75 条 第 1 項)	職員名簿 設備・備品台 帳 帳簿等の会計 書類
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存しているか。 ① 就労継続支援A型計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 75 条第 2 項)	左記①から⑥ までの書類
52 電磁的記錄等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載されたいるもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的の知覚によっては認識することができない方式、確気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式できれる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記錄
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と 認める資料

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	のうち、書面で行うことが規定されている 又は想定されるものについては、当該交付 等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相 手方が利用者である場合には当該利用者の 障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、 書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁 気的方法その他人の知覚によって認識する ことができない方法をいう。)によることが できているか。		
第5 多機能型に		法第 43 条	
関する特例 1 利用定員に関する特例 する特例	(1)多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型財労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く)6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)事業所6人以上。ただし、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上とする。 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能可能対策といるといるに対している。	平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項	運営規程利用の利用を対象を表する。
	(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。	平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項	運営規程 利用者数が 分かる書類 (利用者名 簿等)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	THE BACK TIME		THE POST OF
2 従業者の員数 等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項	勤務実績表 出カカード) 従業 が分 が 会 を は が 分 り 資 を は が 分 の り の り の り の り の り の り の り の り し の り し り り の り り り り
	(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項	勤務期間 表利均が (実績表 ター) 資 一 (数 書) を
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条	平面図 設備・備品等 一覧表 【目視】
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊

		根拠法令	
主眼事項	着眼点	, , ,	確認文書
	により行うことができているか。		
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料
第6 変更の届出等	(1)指定就労継続支援A型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援A型の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条 の23	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労移行支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認 める資料
第7 介護給付費又 は訓練等給付費の算 定及び取扱い		法第29条第3項	
1 基本事項	(1)指定就労継続支援A型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	の一平 18 厚告 539	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(ただし、その額が現に当該指定就労継続支援A型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した費用の額となっているか。)	法第29条 第3項	
	(2)(1)の規定により、指定就労継続支援A型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の二	
<u>2 就労継続支援</u> <u>A型サービス費</u>	(1) <u>就労継続支援A型サービス費(I)及び(II)</u> については、専ら通常の事業所に雇用されるこ	平 18 厚告 523 別 表第 13 の 1 の注	体制等状況一 覧表

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	とが困難であって、適切な支援により雇用契約	1	当該加算の届
	に基づく就労が可能である 65 歳未満の者若し		出書等
	くは65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入		
	<u>院その他やむを得ない事由により障害福祉サ</u>		
	<u>ービスに係る支給決定を受けていなかった期</u>		
	間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る		
	支給決定を受けていたものであって、65歳に		
	達する前日において就労継続支援A型に係る		
	支給決定を受けていたものに限る。)、年齢、		
	支援の度合その他の事情により通常の事業所		
	に雇用されることが困難である者のうち適切		
	な支援によっても雇用契約に基づく就労が困		
	難であるもの又は通常の事業所に雇用されて		
	いる 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者で		
	あって、通常の事業所に新たに雇用された後の		
	労働時間の延長若しくは休職からの復職の際		
	に就労に必要な知識及び能力の向上のための		
	支援を一時的に必要とするものに対して、第1		
	の (4) に規定する指定就労継続支援A型等を		
	行った場合に、所定単位数を算定しているか。		
	(0) 盐类网络生物 4 期 1 1 1 2 2 車 (1) 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	亚10 原件 522	
	(2) 就労継続支援A型サービス費(I) については、	平 18 厚告 523	体制等状況一
	指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援ない。(近年)	別表第13の1の	覧表
	援施設(指定就労継続支援A型事業所等)(平成	注2	当該加算の届
	18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が	平18厚告551の	出書等
	定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生が開大臣が完める特別は第一の人に完め	十三のイ	
	生労働大臣が定める施設基準」の十三のイに定め スま深に済みせるよう。	令 3 厚告 88	
	る基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出ます。のに関え、)において、指定は労働を表		
	け出たものに限る。) において、指定就労継続支		
	援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県		
	知事に届け出た1日の評価点(厚生労働大臣が定		
	める事項及び評価方法の規定により算出される		
	評価点をいう。)に応じ、1日につき所定単位数		
	を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続	平18厚告551の	体制等状況一
	支援A型事業所等(平成 18 年厚生労働省告示第	+ 三のイ	作刑等状况— 覧表
	551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこ	T = 0)/I	見衣 当該加算の届
			出書等
	ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設		山青寺
	基準」の十三のイに定める基準に適合するものと して都道府県知事に届け出たものに限る。)の場		
	合にあっては、所定単位数の1000分の965に相		
	当する単位数を算定しているか。		
	<u> コ 7 "3 十世級と 押ル し く ("3 // "。</u>		
	_(3) 就労継続支援A型サービス費 (Ⅱ) については、	平 18 厚告 523	体制等状況一
	(2)に規定する指定就労継続支援A型事業所等以	別表第13の1の	覧表
	外の指定就労継続支援A型事業所等において、指	注3	当該加算の届
	定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員		出書等
	及び都道府県知事に届け出た評価点に応じ、1日		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	A HA AM		
	につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(2)に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定し		
	ているか。		
	(4)(2)及び(3)の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 3 の 2	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(5)(2)及び(3)の算定に当たって、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準がに所定単位数に乗じる割合」の八の人の大は口の表の上欄に掲げる基準に該当する	平18 厚告 523 別表第13 の1 の注4 平18 厚告 523 別表第13 の1 の注4(1) 平18 厚告 550 の八	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	場合 同表の下欄に掲げる割合 ② 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、 就労継続支援A型計画等が作成されていない 場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲 げる割合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 4(2)	
	③ 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、 指定障害福祉サービス基準第196条の3又は指 定障害者支援施設基準付則第13条の3に規定 する基準に適合するものとして都道府県知事に 届け出ていない場合 100分の85	平 18 厚告 523 別表 13 の 1 の注 4(3) 平 18 厚告 171 平 18 厚告 172	
	(6) 法第 76 条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523別 表第13の1の注 5 法第76条の3 第1項	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等

) == t- =	V. 75	根拠法令	-1
主眼事項	着眼点		確認文書
	(7) 第4の42の(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523別 表第13の1の注 6 平18厚告171	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(8) 第4の42の(2)又は(3)項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523別表第13の1の注7 7 平18厚告171 平18厚告172	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(9)第4の48又は指定障害者支援施設基準第 54条の2に規定する基準に適合していない 場合は、所定単位数の100分の1に相当す る単位数を所定単位数から減算している か。	平18厚告523別 表第13の1の注 8 平18厚告171 平18厚告172	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(10)利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サ ービスを受けている間に、就労継続支援A型サー ビス費を算定していないか。	平18厚告523別 表第13の1の注 9	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
3 視覚・聴覚言語 障害者支援体制 加算	(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)については、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別 表第13の2の注 1	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
	(2)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) については、視覚障害者である指定就労継 続支援A型の利用者の数が当該指定就労継	平18厚告523別 表第13の2の注 2	体制等状況一 覧表 当該加算の届

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	続支援A型の利用者の数に100分の30を乗 じて得た数以上であって、視覚障害者等と の意思疎通に関し専門性を有する者として 専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従 業者を、第2の1又は指定障害者支援施設 基準付則第3条第1項第5号に掲げる人員 配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労 継続支援A型の利用者を50で除して得た数 以上配置しているものとして都道府県知事 に届け出た指定就労継続支援A型事業所等 において、指定就労継続支援A型等を行っ た場合に、1日につき所定単位数を加算し ているか。		出書等
4 高次脳機能障 害者支援体制加 算	平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準立びに厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三の口に定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別 表第13の2の2 の注	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
5 就労移行支援 体制加算	(1) 就労移行支援体制加算(I)については、就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この5において「就労定着者」という。)が前年度において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届	平18厚告523別表第13の3の注 1	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、 1日につき当該指定就労継続支援A型等の行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。		
	(2) 就労移行支援体制加算(II) については、就労継続支援A型サービス費(II) を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等の行った目の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523別 表第13の3の注 2	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
6 就労移行連携加算	指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型等を受けた者を除く。)が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型事業所等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型事業所等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所要単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算していないか。	平18 厚告 523 別表第13 の3 の2の注	体制等状況一覧表当該加算の届出書等
7 初期加算	指定就労継続支援A型事業所等において、指定就 労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継 続支援A型等の利用を開始した日から起算して30 日以内の期間について、1日につき所定単位数を加 算しているか。	平 18 厚告 523 別 表第 13 の 4 の注	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
8 訪問支援特別加算	指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5目間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別 表第13の5の注	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
9 利用者負担上限額管理加算	指定就労継続支援A型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別 表第13の6の注	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
10 食事提供体制加算	低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	平18 厚告 523 別表第13 の7 の注	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等
11 福祉専門職員 配置等加算	回記録していること。 (1) 福祉専門職員配置等加算(I) については、第2の1の(1) 又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(職業指導員等)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公	平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の 注 1	体制等状況一 覧表 当該加算の届 出書等

		根拠法令	
主眼事項	着眼点	INICIA II	確認文書
	認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上		
	であるものとして都道府県知事に届け出た指定		
	就労継続支援A型事業所等において、指定就労継		
	続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単		
	位数を加算しているか。		
	<u>,,</u>	平 18 厚告 523 別	体制等状況一
	(2)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、職	表第13の8の注	覧表
	業指導員等として常勤で配置されている従業者	2	当該加算の届
	のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉	_	出書等
	士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割		
	合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県		
	知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等		
	において、指定就労継続支援A型等を行った場		
	合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		
	ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員		
	配置等加算(I)を算定している場合は、算定し		
	<u> </u>		
	<u>76.V 0</u>	平 18 厚告 523 別	体制等状況一
	(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次	表第13の8の注	覧表
	の①又は②のいずれかに該当するものとして都	3	当該加算の届
	道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事	3	出書等
	<u>進州宗和事に届け口に指定就力極机又後A至事</u> 業所等において、指定就労継続支援A型等を行っ		田里4
	た場合に、1目につき所定単位数を加算している		
	か。ただし、この場合において、(1)の福祉専門		
	職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配		
	電等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しな		
	<u> 直守加昇(Ⅱ/を昇足し(**3勿口は、昇足しな</u> ()。		
	① 職業指導員等として配置されている従業者		
	のうち、常勤で配置されている従業者の割合が		
	100分の75以上であること。		
	② 職業指導員等として常勤で配置されている		
	従業者のうち、3年以上従事している従業者の		
	割合が 100 分の 30 以上であること。		
12 欠席時対応加		平 18 厚告 523 別	体制等状況一
算	指定就労継続支援A型事業所等において指定就労	表第13の9の注	覧表
	継続支援A型等を利用する利用者(当該指定障害者支		当該加算の届
	接施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該		出書等
	- 指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、		
	急病等によりその利用を中止した場合において、就労		
	継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等との連		
	絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者		
	の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に		
	つき4回を限度として、所定単位数を算定している		
	カ ₂ 。		
13 医療連携体制		平18厚告523別	体制等状況一
加算	_(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関	表第13の10の	覧表
	等との連携により、看護職員を指定就労継続支援	注1	当該加算の届
	A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者		出書等
		1	

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該		
	看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8		
	人の利用者を限度として、1日につき所定単位数		
	を加算しているか。		
		平 18 厚告 523 別	体制等状況一
	 (2)医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関	表第13の10の	覧表
	等との連携により、看護職員を指定就労継続支援	注2	当該加算の届
	A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者		出書等
	に対して1時間以上2時間未満の看護を行った		
	場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の		
	訪問につき8人を限度として、1日につき所定単		
	<u>位数を加算しているか。</u>		
		平18厚告523別	体制等状況一
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) については、医療機関	表第 13 の 10 の	覧表
	等との連携により、看護職員を指定就労継続支援	注3	当該加算の届
	A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者		出書等
	に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該		
	看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8		
	人を限度として、1日につき所定単位数を加算し		
	<u>ているか。</u>	亚 10 原件 522 即	14-14-14-14-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
	 (4)医療連携体制加算 (IV) については、医療機関	平 18 厚告 523 別 表第 13 の 10 の	体制等状況一 覧表
	等との連携により、看護職員を指定就労継続支援	表第13の10の	見衣 当該加算の届
	A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18	平 18 厚告 556	出書等
	年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定め	10/4/2 330	田自立
	る者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣		
	が定める者 第5の9に該当する者に対して看護		
	を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対		
	し、1回の訪問につき8人を限度として、1日に		
	つき所定単位数を加算しているか。ただし(1)		
	から (3) までのいずれかを算定している利用者		
	については、算定していないか。		
		平18厚告523別	体制等状況一
	(5) 医療連携体制加算 (V) については、医療機関	表第13の10の	覧表
	等との連携により、看護職員を指定就労継続支援	注5	当該加算の届
	A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特		出書等
	定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った。サンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。		
	<u>さがた中世数で加昇しているか。</u>	平 18 厚告 523 別	体制等状況一
	 (6)医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引	表第13の10の	性同等水化 覧表
	等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者	注6	当該加算の届
	が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定	1	出書等
	単位数を加算しているか。ただし (1) から (4)		
	までのいずれかを算定している利用者について		
	は、算定していないか。		
14 重度者支援体		平18厚告523別	体制等状況一
制加算	(1) <u>重度者支援体制加算(I)については、指定就</u>	表第13の11の	覧表

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	労継続支援A型等を行った日の属する年度の前	注1	当該加算の届
	年度において、障害基礎年金1級(国民年金法		出書等
	(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年		
	金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の		
	数が当該年度における指定就労継続支援A型等		
	の利用者の数の 100 分の 50 であるものとして都 道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利		
	用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算して		
	いるか。		
		平18厚告523別	体制等状況一
	(2)重度者支援体制加算(Ⅱ)については、就労継	表第13の11の	覧表
	続支援A型等を行った日の属する年度の前年度	注2	当該加算の届
	において、障害基礎年金1級を受給する利用者の		出書等
	数が当該年度における指定就労継続支援A型等		
	の利用者の数の 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に		
	て都運府県和事又は旧町村長に届け田/2場合に、 利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算し		
	ているか。ただし、(1)の重度者支援体制加算		
	(I)を算定している場合は、算定しない。		
15 賃金向上達成		平18厚告523別	体制等状況一
指導員配置加算	第2の1に定める人員配置に加え、賃金向上達成指	表第 13 の 12 の	覧表
	導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開	注	当該加算の届
	発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取		出書等
	組に係る計画(賃金向上計画)を作成し、当該賃金向上		
	計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組む ための指導員をいう。以下同じ。)を、常勤換算方法		
	で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と		
	雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ (職		
	務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機		
	会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職		
	務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図		
	られることをいう。)を図るための措置を講じている		
	ものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等		
	を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単		
	位数を加算しているか。		
<u>16 送迎加算</u>		平18厚告523別	体制等状況一
	(1) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働	表第 13 の 13 の	覧表
	大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び	注1	当該加算の届
	厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を	平24厚告268の	出書等
	実施しているものとして都道府県知事に届け出 た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者	四準用(一)	
	た個に肌力松桃又復名至事来が又は個に障害有 支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設		
	置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障		
	害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の		
	規定に基づく公の施設の管理の委託が行われて		
	いる場合を除く。)を除く。)において、利用者(施		
	設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定		

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施		
	<u>設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定</u> 単位数を加算しているか。		
	<u> 中国級と加昇しているが。</u>	平18厚告523別	体制等状況一
	(2) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働	表第13の13の	覧表
	大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び	注2	当該加算の届
	厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を	平24厚告268の	出書等
	実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70	四準用(一)	
	に相当する単位数を算定しているか。		
17 障害福祉サー		平 18 厚告 523 別	体制等状況一
17 厚音価位 9	 (1)障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)及	表第13の14の	下面等水况 覧表
支援加算	び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)につい	注1	当該加算の届
2-42	ては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支		出書等
	援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害		
	福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に		
	おいて、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、		
	次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとと もに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録し		
	ちに、三該利用者の私代、三該文援の内谷寺を記録し た場合に、所定単位数を加算しているか。		
	① 体験的な利用支援の利用の日において昼間		
	の時間帯における訓練等の支援を行った場合		
	② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係		
	る指定一般相談支援事業者との連絡調整その		
	他の相談援助を行った場合		Al atal Ma Us See
	(の) 陸字短知み、ビュの体験利田士授加管(エ))と	平18厚告523別	体制等状況一 覧表
	(2)障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)については、体験的な利用を開始した日から起算し	表第13の14の注2	り 見衣 当該加算の届
	て5日以内の期間について算定しているか。	11.2	出書等
		平18厚告523別	体制等状況一
	(3)障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)に	表第 13 の 14 の	覧表
	ついては、体験的な利用を開始した日から起算し	注3	当該加算の届
	て6日以上15日以内の期間について算定してい		出書等
	<u>るか。</u>	平 18 厚告 523 別	体制等状況一
	(4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (I) 又	表第13の14の	覧表
	は障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が	注4	当該加算の届
	算定されている指定障害者支援施設等が、平成18	平18厚告551の	出書等
	年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定め	十三のハ	
	る施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のハに定める基		
	<u> </u>		
	け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50		
	単位を加算しているか。		
18 在宅時生活支		平18厚告523別	体制等状況一
援サービス加算	指定就労継続支援A型事業所等が、居宅において	表第 13 の 14 の	覧表
	支援を受けることを希望する者であって、当該支援を	2の注	当該加算の届

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	(たき × 1. 2)が田仲でと フ 1. 十四十七2270 は フ 和田 老) z		111-#-///
	行うことが効果的であると市町村が認める利用者に 対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合		出書等
	に、1日につき所定単位数を加算しているか。		
19 社会生活支援	1-V THIC > C MATERIAL OF SW 0	平 18 厚告 523 別	体制等状況一
特別加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣	表第13の14の	覧表
	が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生	3の注	当該加算の届
	労働大臣が定める施設基準」の十三の二に定める基準	平18厚告551の	出書等
	に適合しているものとして都道府県知事に届け出た	十三の二準用	
	指定就労継続支援A型事業所等が、平成18年厚生労	(十のハ)	
	働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこ」	平18厚告556の 九	
	<u>ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に</u> 定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支	<i>)</i> L	
	接A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や		
	個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等		
	を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基		
	づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期		
	間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービ		
	スを行う事業所において社会生活支援特別加算を算		
	定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数		
20 緊急時受入加	を加算しているか。	亚 10 同件 522 即	体制等状況一
<u>20 </u>	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣	平 18 厚告 523 別 表第 13 の 14 の	作刑等认优一 覧表
<u>光</u>	が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生	3 円 13 円 14 円 4 の注	見込 当該加算の届
	労働大臣が定める施設基準 の十三のホに定める施設	7 1	出書等
	基準に適合しているものとして都道府県知事に届け		
	<u>出た指定就労移行支援事業所等において、利用者(施</u>		
	設入所者を除く。)の障害の特性に起因して生じた緊		
	急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた		
	場合において、当該利用者又はその家族等からの要請		
	<u>に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所</u> 定単位数を加算しているか。		
	<u> 左十世数で加昇してV "J// 1。</u>		
21 集中的支援加		平18厚告523別	体制等状況一
<u>算</u>	障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計	表第 13 の 14 の	覧表
	点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状	5の注	当該加算の届
	態が悪化した場合において、広域的人材を指定就労	平 18 厚告 556	出書等
	継続支援A型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置なる。近日ではおけません。	の一の二	
	置等を活用して、広域的支援人材が中心となって行う 集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日		
	展中的は又接を刊ったこさに、当該又接を開始した日 の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月		
	に4回を限度として所定単位数を加算しているか。		
<u>22 福祉・介護職員</u>		平18厚告543の	体制等状況一
<u> </u>	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こ	三十五の二準用	覧表
	ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並び	(<u></u>)	当該加算の届
	に厚生労働大臣が定める基準」の三十五の二に適合し		出書等
	ている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している ものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支		
	8のとして都連府県対争に届け田だ指定机労権航文 援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国		

		根拠法令	
主眼事項	着眼点	IXIZIA II	確認文書
	立病院機構が行う場合を除く。23 及び24 において同		
	じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を		
	行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6		
	<u>年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位</u> 数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの		
	加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその		
	加昇を昇足している場合にあっては、次に掲げるでの 他の加算は算定しない。		
	<u>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から21</u>		
	までにより算定した単位数の1000分の57に相		
	当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、		
	1000 分の 65 に相当する単位数)		
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から21 までにより算定した単位数の1000分の41に相 当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、 1000分の47に相当する単位数)		
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から21 までにより算定した単位数の1000分の23に相 当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、		
 23 福祉・介護職員	<u>1000 分の 26 に相当する単位数)</u>	平18厚告543の	体制等状況一
等特定処遇改善	 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こど	三十六	覧表
加算	も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに	十七 (準用)	当該加算の届
	厚生労働大臣が定める基準」の三十六に適合している		出書等
	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を		
	実施しているものとして都道府県知事又は市町村長		
	に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者		
	<u>に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当</u> 該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定		
	単位数に加算しているか。		
	ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合		
	にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していない		
	<u>ħ</u> ,		
	① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(I) 2か		
	<u>ら21までにより算定した単位数の1000分の17</u>		
	に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっ		
	ては1000分の18に相当する単位数)		
	② <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 2か</u> ら21までにより算定した単位数の1000分の4に		
	相当する単位数(指定障害者支援施設にあって		
	は1000分の18に相当する単位数)		
<u>24 福祉・介護職員</u>	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こど	平18厚告543の	体制等状況一 覧表
等ベースアップ	も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに	三十六の二	^{見衣} 当該加算の届
等支援加算	厚生労働大臣が定める基準」の三十六の二に適合して	準用(三の二)	出書等
	いる福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善		
	等を実施しているものとして都道府県知事に届け出		
	た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、		

		根拠法令	
主眼事項	着眼点		確認文書
	指定就労継続支援A型等を行った場合は、2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の13に相当する単		
	位数を所定単位数に加算しているか。		
25 福祉・介護職員		Ti 10 Et 500 EU	
等処遇改善加算	(1) 亚出19年原生党科学生主管542里に担党士で「	平18厚告523別	体制等状況一
	(1) 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並	表第13の15の	覧表
	びに厚生労働大臣が定める基準」の三十五の二に適合	注1 平18厚告543の	当該加算の届
	する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している	三十五の二準用	出書等
	ものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支	(二)	
	援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国	()	
	立病院機構が行う場合を除く。(2)において同じ。		
	<u>)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行っ</u>		
	た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる		
	単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に		
	掲げるいずれかの加算を算定している場合にあって		
	は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。		
	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から21まで により算定した単位数の1000分の96に相当する単位		
	数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に		
	相当する単位数)		
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から21まで		
	により算定した単位数の1000分の94に相当する単位		
	<u>数</u>		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から21まで		
	により算定した単位数の1000分の79に相当する単位		
	数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相		
	当する単位数)		
	二 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から21まで		
	により算定した単位数の1000分の63に相当する単位 数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相		
	当する単位数)	工 4 0 屋 仏 500 円 (
		平18厚告523別	体制等状況一
	(2)令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働	表第13の15の注 2	覧表
	省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚	2 平18厚告543の	当該加算の届
	生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定め	三十五の二準用	出書等
	る基準」の三十五の二に適合している福祉・介護職員		
	等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府		
	県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等((
	1) の加算を算定しているものを除く。) が、利用者に		
	対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該 基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単		
	佐数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれか		
	の加算を算定している場合にあっては、次に掲げるそ		
	の他の加算は算定していないか。		
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の83に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に		
	相当する単位数)		
	② 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から21ま		

		根拠法令	
主眼事項	着眼点	I CENTAL	確認文書
工版于发	1 版 杰		中田心人百
	でにより算定した単位数の1000分の80に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に		
	世級(相定障害有文後地談にあっては、1000万0万001に 相当する単位数)		
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の81に相当する単		
	<u>位数</u>		
	④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から21ま		
	でより算定した単位数の1000分の78に相当する単位		
	数 ② 与		
	⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の67に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に		
	相当する単位数)		
	⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の65に相当する単		
	位数 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
	<u>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から21ま</u>		
	でにより算定した単位数の1000分の62に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に		
	相当する単位数)		
	⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の66に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に		
	相当する単位数)		
	⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の60に相当する単		
	<u>位数</u>		
	<u>⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)伽 2から21ま</u>		
	でにより算定した単位数の1000分の49に相当する単		
	位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に		
	相当する単位数)		
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の50に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に		
	相当する単位数)		
	② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の47に相当する単		
	位数		
	3福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から21ま		
	でにより算定した単位数の1000分の45に相当する単		
	位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に		
	相当する単位数)		
	<u> </u>		
	でにより算定した単位数の1000分の32に相当する単		
	位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に		
	相当する単位数)		
(注) 下線を付した頂	日 松 海 淮 旌 寂 ॉ 百 日		l

(注) 下線を付した項目が標準確認項目